

全剣連第 08-330 号

令和 8 年 10 月 1 日

各都道府県剣道連盟 理事長・専務理事 殿

公益財団法人 全日本剣道連盟

副会長兼専務理事 中谷 行道

[公 印 省 略]

面をつけて剣道を行う際の口部を覆うシールドもしくは面マスクの着用
について

標記の件につきまして以下の方針と致します。

記

新型コロナウイルス感染症が二類感染症から五類感染症に移行して数年が経過し、その間剣道における感染報告もほとんどありません。このため今後はシールドもしくは面マスクの着脱を任意といたします。

但し、個人の判断においての着用をさまたげないものとし、特に感染リスクや重症化リスクの高い高齢者は十分留意してください。

なお、今後、感染症の流行状況などにより上記方針を変更することがあります。

以 上